

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月10日（火）第3356号の8



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限

（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する候補者1人当たりの支出金額の制限は、次のとおりである。

平成29年10月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県第1区	
候補者1人につき	24,513,400円
鹿児島県第2区	
候補者1人につき	28,727,400円
鹿児島県第3区	
候補者1人につき	24,053,500円
鹿児島県第4区	
候補者1人につき	26,405,100円